

インターナショナル ワンメータ 国際クラス協会  
日本IOM NCA基本法 (2017.10.17)

1. 略語

JPN	Japan	
DM	Division Member of the IRSA	IRSAの地域メンバー
ICA	International Class Association	国際クラス協会
IOM	International One Metre	インターナショナル ワンメーター
ISAF	International Sailing Federation	国際セーリング連盟
MNA	Member National Authority of the ISAF	ISAFの会員国内当局
NCA	National Class Association	国内クラス協会
NCS	National Class Secretary	国内クラス書記
IRSA	Radio Sailing Division of the ISAF	ISAFの無線セーリング部門

2. 定義

この基本規則の中で、以下の語と句はここに定義される意味で使用される場合、イタリック体で記される。

<i>Boat</i>	IOM クラスルールに適合する艇
<i>Registered Boat</i>	日本の認証当局によってハル番号を発行された艇
<i>Certificated Boat</i>	現行の有効な証明のある登録艇
IOM	実際の艇に関する場合、IOM Class Rules に従ってメンテナンスされている認証艇
<i>IOM Class Rules</i>	ISAF のクラスルールについてのフォーマットおよび標準に従って維持され提示されている ISAF に承認されたレーシングヨットの IOM ICA 国際クラスである IOM クラスの規則
<i>Owner</i>	日本で登録艇を少なくとも 1 艇所持している人。
<i>Registered Owner</i>	日本 IOM NCA に認められ、現存すると記載された <i>Owner</i> (オーナー)
<i>Certificated Owner</i>	少なくとも 1 艇の承認艇を所有している <i>Registered Owner</i>
<i>Officer</i>	「 <i>Officer</i> 」として定義される日本IOM NCAの副委員会メンバーを除く日本IOM NCA <i>Management Committee</i> (運営委員会) の一員。
<i>Management Committee</i>	運営委員会) 日本 IOM NCA の統治組織
<i>World Council</i>	IOM ICA の統治組織
<i>Electronic communication</i>	ウェブ、インターネット、e-メール、ファックス、電話、掲示板を包含し制限のない情報交換手段
<i>Regulation</i>	<i>Management Committee</i> (運営委員会) で制定された、規則 裁定、法律、付則、規則、指令、ガイドライン、用語、条件、指示、あるいはポリシー。

shall/may この規則においては「shall」は必須の行動あるいは方法を指し、「may」は許可を指す

3. 名称

3.1 協会の名称は"International One Metre National Class Association for Japan" (インターナショナルワンメーター日本クラス協会) でなければならない。

4. 目的

4.1 日本 IOM NCA の目的は以下でなければならない

- 4.1.1. 日本中の IOM クラスレースを援助し、発展させる。
- 4.1.2. 日本に於ける、クラス統治と IOM セーラー間の情報交換のための組織を設ける
- 4.2. これらの目的を促進するために、日本 IOM NCA は以下でなければならない。
  - 4.2.1. 日本 DM と提携する (もし DM が存在しない場合には日本 MNA (と提携する)) (訳者注: DM: IRSA の Division Member、日本 DM = JMYS ということになる)
  - 4.2.2. 適切な場所で適切な標準で IOM 競技会が開催されるよう主催者を援助する。
  - 4.2.3. IOM ICA と共同して、IOM クラスルール (*IOM Class Rules*) を普及させ、再吟味する。
  - 4.2.4. DM (もし DM が存在しない場合には MNA (と)) 及び IOM ICA と提携してクラス計測員の訓練と発達を促進する。

4.3. 日本 IOM NCA は非営利協会であり、会の所在地は別紙 1 の会計の住所とする。

## 5. 管理（統治）

5.1. 日本 IOM NCA の管理（統治）、および、その業務及び資産は運営委員会 (*Management Committee*) による現行の原則で、この基本法の規定と日本 IOM NCA の基本規則 (*Regulations*) に従って運営委員会 (*Management Committee*) により運営され管理される。

5.2. 運営委員会 (*Management Committee*) 会議の運営 および 通常および特別会議の運営は基本規則 (*Regulations*) のどのような条項によっても変更されるように、ロバート議事規則 現行版に従う。

(訳者注：ロバート議事規則、もしくは、ロバート議事法、とは、アメリカ合衆国陸軍の少佐であった Henry Martyn Robert (1837--1923) がアメリカ議会の議事規則を元に、もっと普通一般の会議でも用いることができるよう簡略化して考案した議事進行規則。末尾に関連日本語を添付する。)

## 6. 一般および特別会議

6.1. 日本 IOM NCA の通常および特別会議は電子通信 (*electronic communication*) (訳者注：上記定義によればウェブ、インターネット、eメール、ファックス、電話、掲示板を含む制限のない情報交換手段) にて運営してもよい。

6.2. 日本 IOM NCA の通常会議は少なくとも 1 回／年開催しなければならない。

6.3. 日本 IOM NCA の特別会議は基本規則 (*Regulations*) の条項に従って招集してよい。

6.4. 登録オーナー (*Registered Owner*) は、日本 IOM NCA の通常および特別会議におけるどのような投票にても 1 票を投じることができる。

### 6.5. 決議

6.5.1. 当基本法を改正するための提案は、日本 IOM NCA の通常および特別会議の特別決議によらなければならない。

6.5.2. 日本 IOM NCA の通常および特別会議における、他の全ての決議は通常決議によらなければならない。

6.5.3. 特別決議は、投票の 2/3 以上の賛成によってのみ可決する。

6.5.4. 通常決議の投票では単純多数決による。

6.6. 運営委員会 (*Management Committee*) による緊急決定は、裁可のために、次回の日本 IOM NCA 通常あるいは特別会議決議案として提出されなければならない。

6.7. 通常あるいは特別会議の準備と実施は、基本規則 (*Regulations*) に従って行われなければならない。

## 7. 日本 IOM NCA 委員

[運営委員会 (*Management Committee*) を構成する人を委員 (*Officers*) と明記する。大きな NCA では 7 つ全ての役員が要求されるが、小さな NCA では 3 人で十分に (適切に) 運営される。基本規則 (*Regulations*) では、それぞれ区別可能な NCA の役割を、ここに記されている 1 人のあるいは他の委員に関連付ける。認定権限をクラス登録係りと連携することは、MNA から適切に委任されなければならない。]

7.1. 日本 IOM NCA は、運営委員会 (*Management Committee*) として、以下の委員 (*Officers*) を設けなければならない。

7.1.1. クラス委員長

7.1.2. クラス書記

7.1.3. クラス会計委員

7.1.4. クラス技術委員

7.1.5. クラス計測委員

7.1.6. クラス登録委員

7.1.7. クラス競技 (レース) 委員

7.2. これらの委員は登録オーナー (*Registered Owner*) でなければならない。

7.3. 基本規則 (*Regulations*) は委員 (*Officers*) 選出方法と、NCA 役割の割り当てと委員 (*Officers*) の責任を規定する。

7.4. 各委員の名簿は、別紙 (資料 1) のとおり

## 8. 運営委員会

- 8.1. 運営委員会 (*Management Committee*) のどの会議も、クラス委員長、もし委員長が欠席の場合には、出席委員 (*Officers*) の中から選ばれた委員 (*Officer*)、が議長を務めなければならない。
- 8.2. 各委員 (*Officer*) は、運営委員会 (*Management Committee*) の会議で行われるどの投票においても1票の投票権がある。
- 8.3. 運営委員会 (*Management Committee*) 会議における投票は多数決による。同数の場合には、議長がその通常の1票に加え、決定投票を持つ。
- 8.4. 日本IOM NCAの運営委員会 (*Management Committee*) の会議は、電子通信 (*electronic communication*) によって、そのような機会あるいは時間において行う、あるいは、そのような物理的場所で行う場合も、どちらの場合も日本IOM NCAクラス委員長が招集するか、あるいは、先に行われる日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) 会議で決定する。
- 8.5. 日本IOM NCAの運営委員会 (*Management Committee*) 会議は、少なくとも1カレンダー年に1回開催しなければならない。
- 8.6. 日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) は必要と考える副委員会を設立することができる。
- 8.7. 基本規則 (*Regulations*) が 運営委員会 (*Management Committee*) の運営、および、運営委員会 (*Management Committee*) の臨時の欠員補充について規定する

## 9. 資金財務 (会計?)

- 9.1. 日本IOM NCAは以下から資金供給を受けてもよいが、以下に限らない。
  - 9.1.1. オーナーからの会費。
  - 9.1.2. ナショナルチャンピオンシップおよび他のイベントの認可費、日本IOM NCAと当イベント主催者間の取り決めによる。
  - 9.1.3. ナショナルチャンピオンシップ参加費の分配、日本IOM NCAと当イベント主催者間の取り決めによる。
  - 9.1.4. 艇登録時費用の分配。
  - 9.1.5. 艇計測時費用の分配。
  - 9.1.6. 認定書発行時の費用の分配。
  - 9.1.7. ナショナルチャンピオンシップおよび他のイベントにおけるサービスに対する報酬。
- 9.2. 日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) は、毎年 日本IOM NCAの 資産と収入と支出とを示す計算書を発行しなければならない。
- 9.3. 基本規則 (*Regulations*) は費用の支払いおよび計算書のメンテナンスを含めて、日本IOM NCA会計の運用を規定する。

## 10. 告知 (注意)

- 10.1. 基本規則 (*Regulations*) あるいはこの基本法は 日本IOM NCAクラス書記が、告知文書のある個人または組織に与えることを求められた場合、基本規則 (*Regulations*) の関連ある規定に基づいて、そのような告知完了の判断がなされる。
- 10.2. 日本IOM NCAクラス書記は、このような告知が送付された証拠を含め、告知の記録を保存しなければならない。

## 11. 会員資格

- 11.1. 日本IOM NCAの会員資格はオーナーに与えられる。  
(この会員は目的に賛同する者をもって構成される。)

## 12. 会員資格の取り消し

- 12.1. 登録オーナー (*Registered Owner*) は、ヒアリングに先立つ証拠の相互の交換を含めた適法手続きをする会員の権利を守ってのヒアリングを経た後、運営委員会 (*Management Committee*) によって、日本IOM NCAの会員資格から除名される。
- 12.2. 登録オーナー (*Registered Owner*) は以下の理由により、除名される
  - 12.2.1. 日本IOM NCA, 世界評議会 (*World Council*) , IOM ICA, あるいは他のオーナーに関係する違法な行為を犯す。
  - 12.2.2. 日本IOM NCA, 世界評議会 (*World Council*) , IOM ICA, あるいは他のオーナーの

利益に反する、スポーツマンらしくない行為。

12.2.3. 国際的なIOMクラスルール (*IOM Class Rules*) 違反。

12.2.4. 日本IOM NCAの基本法あるいは基本規則 (*Regulations*) の不履行。

12.3. 登録オーナー (*Registered Owner*) は日本IOM NCAから除名される

12.3.1. どのような期間でも、日本IOM NCAの会費あるいは他の費用が不払いであった期間。このような会員資格は、未払いの会費あるいは他の未払い金の支払いによって、即時有効に更新される。

12.3.2. 日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) が会員の辞表通知を受領しとことによる。

12.4. 会員資格から除名されたどのような期間についても、彼あるいは彼女の会費あるいは会費の一部の、返却権利はない。

### 13. 改定

13.1. この基本法は、日本IOM NCAの通常あるいは特別会議の特別決議によってのみ改定される。

### 14. 制限事項

14.1. この基本法および基本規則 (*Regulations*) の規定の下での彼らの権限および義務の実行において、彼 あるいは 他の委員あるいは副委員会メンバーによる、誠意をもってなされる中で起きるどのような間違い (ミス) あるいは手抜かりの理由による、あるいは、故意と個々の不正怠慢以外の問題による、どの運営委員会 (*Management Committee*) メンバーまたは元メンバーの、または日本IOM NCAの財産のいかなる損失に対して、委員 (*Officers*) の、または他の日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) 副委員会メンバーのだれも、責任を負わない。

(訳者注：(要約) 故意に損失を発生させたのでなければ、誠意をもって権限および義務を実行した結果発生した損失に対しては、責任を問われない。)

### 15. 協会の解散

15.1. もしトータル会員数が5登録オーナー未満になった場合、日本IOM NCAは解散となる。

15.2. この場合、残っている財産は解散時点の登録オーナー (*Registered Owner*) 間で分配される。

### 16. 適切な法律と司法権

16.1. この基本法は、日本の法によって支配され、解釈され、施行され、全ての関係者は日本の裁判所の司法権を承諾する。

16.2. 14項制限に示されるように適切な司法権の裁判所の判定を条件として、運営委員会 (*Management Committee*) の決定は最終である。